

建築物空気調和用ダクト清掃業の登録申請書について

建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

1. 手数料 ……35,000円
2. 提出部数 一部提出してください。
3. 必要書類

(1) 次の事項を記載した書面

ア 設備・機器名簿

事業の実施に用いる機械器具その他の設備の名称、型式、数量及び購入年月(様式第1の2)

必要 機材	○電気ドリル及びシャワー又はニブラ ○電子天びん又は化学天びん ○コンプレッサー ○内視鏡(写真撮影可能, ケーブル長15m程度以上) ○集じん機 ○真空掃除機
----------	---

イ 監督者等名簿

監督者等の別、氏名、業務範囲、経験年数並びに資格の種別及び資格取得年月日(様式第1の3)

(ア) 監督者等を証する書類の添付(本証も持参のこと)

資格の種類	提出する書類
ダクト清掃作業監督者講習会修了者	ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し
建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し

※いずれかの資格を有する者

建築物環境衛生管理技術者にあっても再講習は必要です。

ウ 研修実施の状況及び計画

作業従事者の研修の期日、研修の内容、指導員の氏名及び資格、対象従業員数及び参加人員数並びに厚生労働大臣指定の登録業者等の団体において研修を実施した場合はその団体の証明

なお、本書面は、初めて登録をしようとする場合は過去1年間の実績及び今後1年間の計画についてを、2回目以降の登録の場合は過去6年間の実績及び今後1年間の計画についてを、それぞれ記入すること(研修実施状況は様式第1の4、研修実施計画は様式第1の4の2)。

エ 作業実施方法

作業班編成、作業手順及び業務を委託する際の手順(様式第1の5)

委託した業務の実施状況の把握方法並びに苦情及び緊急の連絡に対する体制等(様式第1の5の2)

なお、作業手順にあっては次の内容を含むこと。

(ア) 作業行程(ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)

(イ) 機械器具等の点検の方法

(ウ) ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法

(エ) 作業報告作成の手順

(2) 営業所の所在を明らかにする図面

(3) 公益法人、事業協同組合等にあっては、定款又は寄付行為の写し